明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律（八八）　三
○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（八九）　五
〔条　約〕
○重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（一三）　一
〔告　示〕
○重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の効力発生に関する件（外務三七九）　二〇
〔官庁報告〕
国家試験
通関士試験合格者（財務省）　二〇
平成三十年度土地区画整理士技術検定合格者（国土交通省）　二三
平成三十一年度土地区画整理士技術検定の実施（同）　二三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二四
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　二五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　二五
会社その他
会社決算公告　二五

本号で公布された法令のあらまし

◇特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律（法律第八八号）（農林水産省）

1　先使用期間の制限

登録又は指定の日前から農林水産物等に使用されていた特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示等の使用期間の制限を行うこととした。（第三条第二項第四号及び第三〇条関係）

2　広告等における特定農林水産物等の名称の表示の規制

広告等における特定農林水産物等に係る地理的表示の使用について規制の対象とすることとした。（第三条関係）

3　その他

その他所要の改正を行うこととした。

4　施行期日等

㈠　所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第七条関係）

㈡　この法律は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日から施行することとした。

◇海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（法律第八九号）（内閣府本府）

1　目的

この法律は、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋基本法に規定する海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　この法律において「海洋再生可能エネルギー発電設備」とは、海域において海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備であって、船舶を係留するための係留施設を備えるものをいうこととした。（第二条第二項関係）

㈡　この法律において「海洋再生可能エネルギー源」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第四項に規定する再生可能エネルギー源のうち、海域における風力その他の海域において電気のエネルギー源として利用することができるものとして政令で定めるものをいうこととした。（第二条第三項関係）

㈢　この法律において「海洋再生可能エネルギー発電事業」とは、自らが維持し、及び運用する海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した海洋再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業をいうこととした。（第二条第四項関係）

3　基本理念等

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用は、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋の持続可能な開発及び利用を実現することを旨として、国、関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者の密接な連携の下に行われなければならないことを基本理念として定めるとともに、国、関係地方公共団体及び海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者の責務を定めることとした。（第三条～第六条関係）

4　基本方針

政府は、基本理念にのっとり、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第七条第一項関係）